

主要検討課題に係る論点整理（たたき台）

1. がん登録の定義について

(1) がん登録事業は、都道府県が実施主体となって、管内の医療機関とともに実施するものであり、医療機関内でのデータ集積を行う「院内がん登録」と、それらの提供を受け都道府県でデータ集積を行う「地域がん登録」とが含まれる。

(資料5、6、7、8)

(2) 「臓器がん登録」は、学会等が実施主体となって、医療機関とともに実施し、各臓器がんの病態解析に有用なデータを収集・提供する。

2. 院内がん登録の目的について

(1) 院内がん登録のデータが地域がん登録に寄与することにより、地域がん診療連携拠点病院（仮称）におけるがんの診療実態把握と経年的モニタリングや、地域特性の把握に寄与し、行政施策の企画・立案・重点化等、がん対策の評価・モニタリングに必要なデータを収集する。

(資料9、10)

(2) 院内がん登録のデータが地域がん登録に寄与することにより得られたデータは、医学の発展や国民の健康の保持増進に多大な役割を果たす医学研究に活用される。

(資料10)

(3) がん登録事業の目的と、学会等が実施している臓器がん登録や全国がん（成人病）センター協議会によるデータとの目的の違い（役割分担）

を考慮に入れる必要がある。臓器がん登録の目的は、主にがんを扱う病院等について、我が国のがんの特性等に必要なデータを収集する。

(資料 11、12-1、12-2)

3. 地域がん診療連携拠点病院（仮称）における院内がん登録の標準登録項目について

- (1) 厚生労働科学研究班により提示された地域がん診療拠点病院 院内がん登録標準項目 2003年度版は、現在 2006年度版（資料 13-1、13-2）に改訂中であり、今後の標準項目への後者の活用について検討する。
- (2) 「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、医学的・統計学的妥当性および実現可能性に関する観点から標準登録項目について検討する。

(資料 3-2、14)

- (3) 登録対象がん種について、「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」において、「各施設が専門とする分野において、集学的治療（手術・抗がん剤・放射線治療・他科コンサルト・緩和医療等の組み合わせ等）及び各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行うこと。」とされたことを踏まえ、その範囲について検討する。

(資料 14)

- (4) 実務に関するノウハウのサポート体制には、研究班が行っている研修や、メーリングリストや手引き等があるので参考とする。

(資料 15)

(5) 厚生労働科学研究班によって現在改訂中の院内がん登録標準項目 2006 年度版（資料 13-2）は、地域がん登録との整合性を考慮して作成されることを踏まえ、院内がん登録と地域がん登録の登録項目の整合性について検討する。

4. 院内がん登録により得られた各種指標の評価およびその利用について

- (1) 院内がん登録により得られる 5 年生存率の医学的・統計学的限界、使用目的等、解釈上の留意点について検討する。
- (2) 院内がん登録により得られる指標の発信方法、各病院へのデータのフィードバック、がん登録事業以外の研究における活用等について検討する。

5. その他

- (1) 個人情報保護及び疫学研究等研究活動とがん登録事業（院内がん登録及び地域がん登録）の関係について、確認する。
(資料 9、10、参考資料 4、5)
- (2) 地域がん診療連携拠点病院（仮称）以外の病院におけるデータ収集のあり方について検討する。